

転ばぬ
先の杖

税理士の懲戒処分について学ぶ

～事例を参考として～

税理士に対する懲戒処分の透明性を確保するなどの観点から、その処分基準である「税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」を公表し、懲戒処分の対象となった者については、官報公告に加えて国税庁ホームページにおいても公表されています。なお、平成 21 年度の税理士・税理士法人の懲戒処分等件数は 29 件もありました。

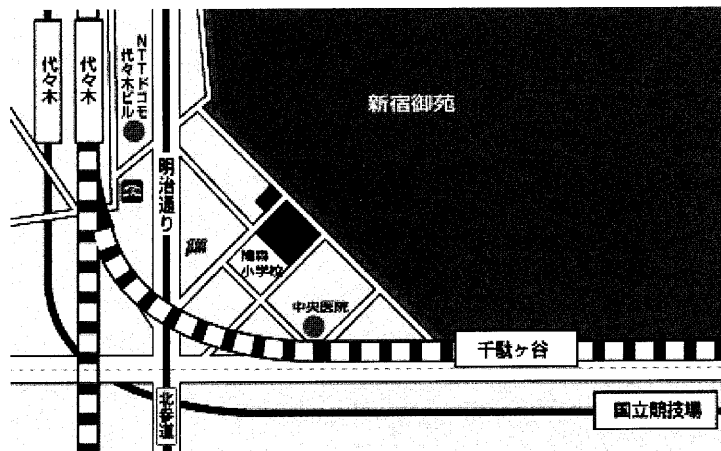
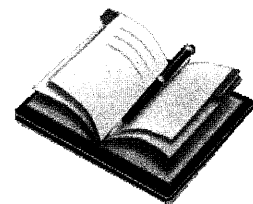
なぜ処分されるようなことが起きるのか？未然に防ぐことはできなかったのか？処分されてからでは遅いのですが、公告の内容だけではよく理解できません。

そこで、今回は、税理士法のエキスパートである坂田先生に、事例を踏まえながら講義していただきます。この機会を大いに利用して学びましょう。

多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

記

- ◆ 日時 平成 22 年 9 月 17 日(金)18 時 30 分
- ◆ 講師 坂田 純一 会員(板橋部会)
- ◆ 会費 500 円(資料代)
- ◆ 会場 東京税理士会館 地下 101～103 会議室
住所:渋谷区千駄ヶ谷 5-10-6 Tel:03-3356-4461



【アクセス】

※JR :

代々木駅より徒歩 7 分

千駄ヶ谷駅より徒歩 5 分

※都営地下鉄大江戸線 :

代々木駅より徒歩 7 分

国立競技場駅より徒歩 7 分

※東京メトロ副都心線 :

北参道駅より徒歩 7 分